この資料は業務の参考のための仮訳です。 利用者が当情報を用いて行う行為については、 利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 17

病害虫報告

2002 年採択; 2017 年出版

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市、地域若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の設定に関する、国際連合食糧農業機関(FAO)のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するかのような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは www.fao.org/contact-us/licencereq uest を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト(www.fao.org/publications)で入手が可能であり、また publicationssales@fao.org を通じて購入できる。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

1990年 10月 ICPM-2 がトピック病害虫報告(1999-2003)を追加。

2000 年 9月 EWG が草案を作成。

2000 年 11 月 ICPM 3 が重要性の高い項目として言及。

2001年 5月 ISC-3 が草案を修正し、加盟国協議(MC)の承認。

2001年 6月 MC へ提出。

2001 年 11 月 ISC-4 が採択のため草案を修正。

2002 年 3月 ICPM-4 が基準を採択。

ISPM17 2002 年、病害虫報告 FAO、IPPC、ローマ。

2013 年 8 月 IPPC 事務局が CPM-8(2013)によって言及されたインク修正を適用。

2015 年 6 月 IPPC 事務局は CPM-10(2015)からの基準手続きの廃止に沿ったインク修正及び再構成を反映した。

2017 年 4月 CPM が「貿易友好国」の使用を避けるようインク修正を言及。IPPC 事務局はこのインク修正を反映させた。

出版の過程の最近修正:2017年4月

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

要件

- 1. 病害虫報告に関するIPPCの条項
- 2. 病害虫報告の目的
- 3. 国家の責任
 - 3.1 サーベイランス
 - 3.2 情報源
 - 3.3 検証及び解析
 - 3.4 国内報告の動機づけ
- 4. 報告義務
 - 4.1 直接的又は潜在的な脅威の報告
 - 4.2 その他の有害動植物報告
 - 4.3 過去の報告のステータス変更、欠如又は訂正に関する報告
 - 4.4 輸入荷口中の有害動植物の報告
- 5. 報告の開始
 - 5.1 発生
 - 5.2 突発的発生
 - 5.3 まん延
 - 5.4 根絶の達成
 - 5.5 有害動植物無発生地域の設定
- 6. 病害虫報告
 - 6.1 報告の内容
 - 6.2 報告の時期
 - 6.3 報告手段及び報告先
 - 6.4 良好な報告の実施
 - 6.5 機密性
 - 6.6 言語
- 7. 追加情報
- 8. 審査
- 9. 文書化

ISPM 17 病害虫報告

採択

この基準は、2002年3月に第4回植物検疫措置に関する暫定委員会によって採択された。

序論

適用範囲

本基準は、締約国が責任を負う地域内での有害動植物の発生、突発的発生及びまん延について報告するべき締約国の責任及び要件を示すものである。また、達成された有害動植物の根絶及び有害動植物無発生地域の確立の報告に関する指針も提供する。

参照

本基準は植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) を参照する。ISPM は国際植物検疫ポータル (IPP) (https://www.ippc.int/coreactivities/standards-setting/ispms.) で入手可能である。

IPPC. 1997. International Plant Protection Convention. Rome, IPPC, FAO.

定義

この基準で使用される植物検疫用語に関する定義は、ISPM 5 (植物検疫用語集)に記載されている。

要件の概要

病害虫報告には、有害動植物の同一性、分布地域、有害動植物ステータス、及び直接的又は潜在的な脅威に関する情報を記載する。それらは、遅延することなく提供し、可能であれば電子的な方法、直接的な連絡、広く活用できる適正な出版物又は国際植物検疫ポータル(IPP)」によって行うものとする。

根絶の達成、有害動植物無発生地域の確立などの情報の報告も、同様の報告手続きによって提供することができる。

ISPM 17-4 国際植物防疫条約

¹ IPP とは、NPPO、地域的植物防疫機関(RPPO)、及び/又は IPPC 事務局の間での(病害虫報告を含む)公的な植物検疫情報の交換を促進するために IPPC 事務局が提供する電子的機構である。

要件

1. 病害虫報告に関する IPPC の条項

IPPC は、「植物及び植物生産物に対する有害動植物のまん延及び侵入を防止するための共同かつ有効な措置を確保する」(第1条1)という IPPC の主要目的に関連して、締約国に、最善の力を尽くしつつ、NPPO に関する規定を定めることを要求しているが、その責任には以下のものがある:

有害動植物の発生、異常発生及びまん延を報告し、当該有害動植物を防除することを主な目的として、生育中の植物(栽培地域(特に、田畑、植栽地、育苗地、栽培園、温室及び研究室)及び野生植物相における地域を含む)、並びに貯蔵中又は輸送中の植物及び植物生産物のサーベイランスを行うことーーこれには第8条1a項で規定されている報告が含まれるーー[第4条2b]。

締約国は、規制有害動植物に関して自国領域内に情報を頒布する責任を負うとともに(第4条3a)、「有害動植物の類別を支援し、適切な植物検疫措置の開発をするために、最善の力を尽くして有害動植物のサーベイランスを行い、有害動植物のステータスに関する十分な情報を整備・維持することが要求される。また、当該情報は、要請に応じて、締約国に提供するものとする」とされている(第7条2j)。締約国は、IPPCの「実施に関連する情報交換のための連絡先を指定する」(第8条2)ことが求められている。

これらのシステムが機能することで、締約国は、以下の要件を IPPC の下で満たすことが可能となる。この条約の目的を達成するため、可能な限り最大の相互協力を行うこと (第8条1)、特に「委員会が制定する手順に従って、有害動植物に関する情報交換、特に直接的又は潜在的危険のある有害動植物の発生、突発的発生又はまん延の報告に協力すること」(第8条1a)。

2. 病害虫報告の目的

病害虫報告の主目的は、直接的又は潜在的な脅威を通知することにある。直接的又は潜在的な脅威は、通常、それを発見した国において、又は隣国及び貿易相手国にとって検疫有害動植物とされている有害動植物の発生、突発的発生又はまん延から生じる。

信頼できる速やかな病害虫報告の提供により、各国内での効果的なサーベイランス及び報告体制の 実施が確実なものとなる。

病害虫報告によって、各国は、必要に応じて、病害虫リスクのあらゆる変化に対処できるよう植物 検疫上の輸入に関する要求事項及び対策を調整することが可能になる。病害虫報告は、植物検疫制 度を実施するための有用な現在及び過去の情報を提供する。有害動植物ステータスの正確な情報は、 植物検疫措置の技術的な正当化を促進し、貿易への不当な干渉を最小限に抑える助けとなる。すべ ての国は、これらの目的のために病害虫報告を提供する必要があり、他の国々の協力によってのみ それらを入手できる。病害虫報告に基づいて輸入国が実施する植物検疫行動は、その病害虫リスク に比例し、また技術的に正当化されたものとするべきである。

3. 国家の責任

NPPO は、国内病害虫報告の収集、検証及び解析が確実に行われるよう対策を実施すべきである。

3.1 サーベイランス

病害虫報告は、IPPC の第4条2bで要求されているところにより、サーベイランスのための国家制度を各国内で確立することが前提となる。病害虫報告のための情報は、ISPM6(サーベイランス)で規定された2種類の有害動植物サーベイランス体制、すなわち一般サーベイランスと特定調査のいずれかから得ることができる。NPPOに対するそのような情報の送付およびNPPOによる収集が確実の行われるよう体制を整備すべきである。サーベイランス体制と収集体制は、継続的かつ適時

ISPM 17 病害虫報告

的に運営すべきである。サーベイランスは、ISPM 6に従って行われるべきである。

3.2 情報源

病害虫報告のための情報は、NPPOが直接入手するか、又は他の様々な情報源(研究所、研究機関誌、ウェブサイト、栽培者、栽培者機関誌、他のNPPO等)からNPPOに提供される。NPPOによる一般サーベイランスには、他の情報源からの情報の審査が含まれている。

3.3 検証及び解析

NPPO は、公的及びその他の情報源(他の国々から教示されたものを含む)から入手した国内病害 虫報告書の検証体制を整備すべきである。このことは、関係する有害動植物の素性を確認すること、またその地理的分布の予備的な決定を行うことーーそれによって、ISPM 8(ある地域における有害動植物ステータスの決定)に従う当該国内の「有害動植物ステータス」を確立することーーによって行うべきである。NPPO はまた、新規又は予期せぬ有害動植物の状況が、植物検疫行動を必要とするような直接的又は潜在的な危険性を当該国(すなわち、報告国)に対して発生させるものであるかどうかを調査するための PRA の体制を整備すべきである。PRA は、適宜、報告された状況が他国にとって重要であるかどうか調べるためにも実施することができる。

3.4 国内報告の動機づけ

可能な場合、各国は、国内報告を促すためのインセンティブを提供すべきである。栽培者等は、新規又は予期せぬ有害動植物の状況について報告することを公式に求められることがあり、また例えば公表、地域社会活動、報酬、罰則などによって報告を督促されることもある。

4. 報告義務

直接的又は潜在的な脅威になりうる有害動植物の発生、突発的発生及びまん延を報告することが、IPPC (第8条1a)の下で義務として明確化されている。各国は、任意に他の病害虫報告を作成することができる。そのような報告は、IPPCの目的達成に協力するべく当条約の下で定められた一般的勧告を満たすものであるが、特定的な義務事項ではない。本基準はまた、そのような規定以外の病害虫報告ケースも考慮している。

4.1 直接的又は潜在的な脅威の報告

直接的な脅威とは、既に特定されたもの(すでに規制されている有害動植物)と考えられるか、又は観察や過去の経験に基づいて明白なものである。潜在的な脅威とは、PRA の結果として特定されたものである。

有害動植物の直接的及び潜在的な脅威が報告国で発見されると、通常、当該国で植物検疫行動又は緊急行動が実施されることになる。

報告国に対して直接的又は潜在的な脅威となる有害動植物の発生、突発的発生及びまん延は、他の 国々にも直接的又は潜在的な脅威になることがある。他の国々にそれを報告する義務がある。

締約国は、自国にとって脅威にならない場合でも、他の国々では規制され又は直接的な脅威になることが知られている有害動植物の発生、突発的発生又はまん延が起こったときは、それを報告する義務を負う。これは、輸入国 (関連する経路に関して)、及び貿易以外の経路で有害動植物がまん延しうる隣接国にとって重要である。

4.2 その他の有害動植物報告

各国はまた、IPPC第8条で先見されている植物有害動植物の情報交換に有効に貢献する場合には、

ISPM 17-6 国際植物防疫条約

適宜に応じて、他の有害動植物に関する有害動植物報告を提供するため、又は他の国々に対して報告を行うために、同じ報告体制を用いることもできる。また各国は、病害虫報告に関し、RPPO などを通して、二国間又は多国間の協定を締結することもできる。

4.3 過去の報告のステータス変更、欠如又は訂正に関する報告

各国はまた、直接的又は潜在的な脅威に変化が生じた場合、又は(特に有害動植物の不在を含めて) 消滅した場合も、それを報告することができる。直接的又は潜在的な脅威を示す報告が過去にあっ たが、その報告が正しくなかったか、あるいはリスクを変化又は消滅させるような状況変化が生じ たと思われる場合、各国はその変化を報告すべきである。各国はまた、ISPM 4(有害動植物無発生 地域の設定のための必要条件)に従って、自国領域の全部又は一部が有害動植物無発生地域に類別 されたことを報告することが可能であり、また、ISPM 9(病害虫根絶計画のためのガイドライン) に従う根絶の達成、あるいは ISPM 8 の記述の 1 つに従う有害動植物の寄主範囲や有害動植物ステータスの変化も報告することができる。

4.4 輸入荷口中の有害動植物の報告

輸入荷口で発見された有害動植物の報告は、ISPM 13 (不適合及び緊急行動の通報のための指針)で規定されており、本基準の対象ではない。

5. 報告の開始

有害動植物報告は、有害動植物の発生、突発的発生、まん延、又は根絶の達成、あるいは他の新規又は予期せぬ有害動植物の状況があった場合に開始される。

5.1 発生

発生は、通常、(関連する経路に関して) 隣接国又は輸入国による規制対象の有害動植物であることが知られている有害動植物の存在が新たに確定され場合に報告すべきである。

5.2 突発的発生

突発的発生とは、最近発見された有害動植物の個体群について言う。突発的発生は、その存在が少なくとも ISPM 8 における「一時的発生:行動可能」のステータスに相当する場合に報告すべきである。これは、その有害動植物が近い将来生存することができるが、定着することは予想されない場合であっても報告すべきであることを意味する。

突発的発生という用語はまた、報告国、隣接国又は輸入国に対して植物検疫リスクの有意の増加を もたらす定着有害動植物に関連する予期しない状況——特にその有害動植物が規制対象であるこ とが知られている場合——についても使用される。そのような予期しない状況には、当該有害動植 物の個体数の急増、寄主範囲の変化、生命力の大きい新たな系統又は生態型、又は新たな経路の発 見などがある。

5.3 まん延

まん延とは、地理的な分布を拡大することにより、報告国、隣接国又は輸入国に対して病害虫リスクの有意の増加をもたらす定着有害動植物ーー特にその有害動植物が規制対象であることが知られている場合ーーに関する。

5.4 根絶の達成

ISPM 17 病害虫報告

根絶は、それを達成した時、すなわち定着又は一時的発生した有害動植物が当該地域から除去され、 その有害動植物が存在しないことが確認された時に報告しうる。(ISPM 9 参照)

5.5 有害動植物無発生地域の設定

有害動植物無発生地域の設定は、これによって当該地域における有害動植物ステータスの変化が生じる場合に報告しうる。(ISPM 4 参照)

6. 病害虫報告

6.1 報告の内容

病害虫報告では、次のことを明確に示すべきである:

- 学名による有害動植物の特定(可能であれば種レベルまで、また判明していて重要な場合に は種以下のレベルまで)
- 一 報告日
- 寄主又は関連対象物(適宜)
- ISPM 8 に従う当該有害動植物のステータス
- 当該有害動植物の地理的分布(適宜、地図を含む)
- 直接的又は潜在的な脅威の性質など、報告を行う理由

また、適用又は要求される植物検疫措置、それらの目的、及び ISPM 8 において有害動植物記録に記すべきとされているあらゆるその他の情報も報告することができる。

有害動植物の状況に関する全ての情報を入手することができない場合は、中間報告を行い、追加情報の入手が可能になれば更新する。

6.2 報告の時期

発生、突発的発生及びまん延に関する報告は、遅滞なく提供すべきである。これは、差し迫ったまん延の可能性が高い場合には、特に重要である。サーベイランス及び報告のための国家制度(第3節参照)--特に検証と解析のプロセスーーを実施するには一定の時間を必要とすることが認識されているが、これは最小限にとどめるべきである。

新規の情報や完全性の高い情報が入手可能になれば、報告の更新が必要である。

6.3 報告の仕組み及び報告先

IPPC の下で義務とされる病害虫報告は、以下の 3 システム中の少なくとも 1 つにより、NPPO が行うべきものである:

- 公式のコンタクトポイントへの直接通報(郵便、ファックス又は電子メール)ーー各国は、情報を広範囲に速やかに配布できるよう、電子的手段の利用による病害虫報告を行うことが推奨される。
- 一 公開されている公式の国家ウェブサイト上での発表(このようなウェブサイトは、公式のコンタクトポイントの一つとして指定されることもある)ーーウェブサイトの病害虫報告にアクセスするアドレスに関する正確な情報を、他の締約国、又は少なくとも IPPC 事務局に提供すべきである。
- 国際植物検疫ポータル (IPP)。

さらに、他の国々にとって既知であり直接的な脅威のある有害動植物については、郵便又は電子メ

ISPM 17-8 国際植物防疫条約

ールによって当該の国々へ直接通告することが、いかなる場合であっても推奨される。

各国はまた、随意契約による報告システムを通じて、又は二国間で合意された報告システムを通じて、あるいは当事国にとって受け入れ可能なその他の方法によって、RPPO に病害虫報告を提出することができる。どんな報告システムを使う場合でも、当該 NPPO は、報告に対する責任を負う。

一般的に配布先が限定されている学術誌、広報、官報などによる病害虫報告の公表は、この基準の要件を満たさない。

6.4 良好な報告の実施

各国は、ISPM 8 に明記されている「良好な報告の実施」に従うべきである。

ある国におけるある有害動植物のステータスが、他の国により疑問視された場合、まず第一に、二国間で当該事態を解決する試みを行う。

6.5 機密性

病害虫報告は、機密扱いにするべきではない。しかし、サーベイランス、国内報告、検証及び解析 に関する国家制度には、機密情報が含まれることがある。

各国は、栽培者の身元など、特定情報の機密性に関する要求事項を設置することができる。国家の 要求事項は、基本的な報告義務(報告の内容、適時性)に影響を与えるものではない。

二国間協定における機密性は、国際的な報告義務と矛盾すべきではない。

6.6 言語

締約国が FAO の公用語のいずれかを返答に使用する必要のある第7条2jに基づく情報の要求を行う場合を除き、病害虫報告に使う言語に関して、IPPCの義務事項はない。特に世界的な電子的報告を目的とする場合には、病害虫報告を英語でも提供することが奨励される。

7. 追加情報

病害虫報告に基づいて、締約国は、公式のコンタクトポイントを通して追加情報を要求することができる。報告国は、第7条2jに基づいて要求された情報を、最善を尽くして報告すべきである。

8. 審査

NPPO は、有害動植物サーベイランス制度と報告制度の定期的な審査を実施することにより、それらが報告義務を満たすよう図るとともに、信頼性と適時性を改善する可能性を明確にしなければならない。NPPO は、必要に応じて調整を行うべきである。

9. 文書化

国家の有害動植物サーベイランス報告と報告制度については、適切に解説及び文書化し、またこの情報は、要求に応じて他国にも提供すべきである(ISPM 6 参照)。